



[民医連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp

Photo:Kyodo News  
戦前の軍隊の様子

# 憲法が 憲法で なくなる 自民党改憲案

改憲を声高に叫ぶ人々の主張は、「今の憲法は時代に合わないところがある」とか「新しい時代にふさわしい憲法はどうな憲法か議論を深めたい」などというものです。いったい今の憲法の何が問題で、どこをどう変える必要があるかの具体的提起が見えません。

米空母カール・ビンソンと  
海上自衛隊護衛艦の共同訓練  
 AFP=時事 米海軍提供

## 軍事大国づくりの設計図

唯一はっきりしているのは、「いかにわが党の案をベースにしながら3分の2を構築していくか」(安倍首相)という言葉です。では、その自民党改憲案とはどんな内容か、特徴を見てみることにします。

現憲法と自民党改憲案の前文とを比べてみましょう。

### 現憲法前文(抜粋)

「日本国民は…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する(注:平和的生存権と言われています)」

### 自民党改憲案前文(抜粋)

「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り…家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」「我々は…活力ある経済活動を通じて国を成長させる」「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」

そもそも近代憲法の目的は、国民の「個人の尊重」「人権保障」のために権力を制限することです(立憲主義)。

日本国憲法は、まず国民主権を明確にし、2度と権力による戦争を起こさず、世界平和に貢献するという決意を表明しています。国民が主体となって憲法を制定し、権力を制限するという立場が明瞭です。

ところが自民党改憲案は、戦前からの天皇を戴く国を末永く継承し、軍事大国と経済大国をめざすことを目的にしています。改憲案の条文を見ても、たとえば第1条では「天皇は日本国の元首」と明記し、現憲法前文の戦争への反省や第9条の軍隊を持たないという規定を削除して、新たに国防軍を設置することを宣言しています。そして、首相がいざというときには緊急事態宣言を出し、国会ではなく政府が法律と同じ効力を持つ政令を勝手に作って国民の基本的人権を停止できるしくみもはいっています。

また現憲法前文の「平和的生存権」には、「恐怖からの解放」とともに、「欠乏」つまり「貧困」からの解放をめざす理想が込められています。貧困が、国民を戦争に動員した要因になった歴史をふまえ、社会格差を是正して国民が平和のもとに生きる権利を保障するという考えを反映しています。いま私たち民医連がすすめている「貧困と格差に立ち向かう無差別平等の医療・介護活動」や「人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対する」運動につながるのですが、これも改憲案は全文削除です。

要するに国家と国民の関係を180° 転換させ、まさに憲法を憲法でなくするものです。近代憲法のイロハについての無知か、あるいは意図的な「壞憲」と言わざるをえません。

## 国民への命令書

権力を縛るという立憲主義がなくなるとどうなるか。「憲法」の名によって、権力の座にある者の思想や多くの義務が国民に押しつけられます。自民党改憲案に書かれている主なものは次のとおりです。

- ①国民は国旗(日の丸)、国歌(君が代)を尊重しなければならない。(第3条)
- ②国民は国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り(前文)…領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない(第9条)
- ③国民は、…自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない(第12条)
- ④家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならぬ(第24条)
- ⑤緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、…國その他公の機関の指示に従わなければならぬ(第99条)
- ⑥すべて国民は、この憲法を尊重しなければならない(102条)

最後にあげたものは、憲法は国民ではなく国家権力の側が守る義務を負うという立憲主義を否定するきわめつけの条文です。ちなみに、現憲法では天皇も憲法を守る義務があるとしていますが、改憲案では天皇の文字はありません。

ベトナム・タイニン省の地域リハを支援する会は活動開始15年。NPO法人となつて12年になります。南ベトナム・タイニン省の平和村(枯葉剤被害者救済の目的でドイソなどの支援で設立された施設)を拠点にCBR※活動を行ってきました。タイニン省は戦争中ジャングルに大量の枯葉剤を撒かれ、草木がいつぶんに破壊された地域もあります。活動当初は日本人の健診グループが来たとの情報で人々が押し寄せ来ました。あまりにも重度で多様な障害を持つ障害児・者を前に私達は戸惑いました。

「日本に連れて行って治して」との訴えの前に無力感ばかりでした。道路事情は悪く、京都府ほどの広さの地域に病院もリハ施設も一ヶ所だけ、短期間で養成されたりと呼ばれる人たちが講習を受け、訪問します。その地域を巡回するCBRワーカーはスタッフがごく少数でした。障害児者は省内では心臓疾患の子の多くは在宅にて家族介護を受けていることが多いとされています。そのため地域の多くの在宅にて家族介護を受けます。その地域を巡回するCBRワーカーと呼ばれる人たちが講習を受け、訪問し、支援の糸口を見つける役割を担っています。その方達の組織化も私達の活動の柱です。

ハスクスがごく少数でした。障害児者は「日本に連れて行って治して」との訴えの前に無力感ばかりでした。道路事情は悪く、京都府ほどの広さの地域に病院もリハ施設も一ヶ所だけ、短期間で養成されたりと呼ばれる人たちが講習を受け、訪問します。そのため地域を巡回するCBRワーカーはスタッフがごく少数でした。障害児者は省内では心臓疾患の子の多くは在宅にて家族介護を受けていることが多いとされています。そのため地域の多くの在宅にて家族介護を受けます。そのため地域を巡回するCBRワーカーと呼ばれる人たちが講習を受け、訪問し、支援の糸口を見つける役割を担っています。その方達の組織化も私達の活動の柱です。

# 安倍9条 改憲を斬る

5月3日の憲法記念日。安倍首相は都内で開かれた改憲派の集会でのビデオメッセージと読売新聞のインタビューで、憲法9条に自衛隊を明記する改憲を打ち出し、2020年に施行すると表明しました。

## 憲法違反の安倍首相「改憲発言」

安倍首相の9条改憲発言は、幾重にも重大な問題をはらんでいます。そもそも「行政の長」が期限まで決めて明文改憲を主張すること自体異常です。「あくまで自民党総裁としての発言で、総理と総裁は別だ」といふ説で、総裁が、憲法99条の「憲法尊重擁護義務」にも、「三権分立の原則」にも反する二重の憲法違反です。衆議院予算委員会で改憲の中身を追及されると、「読売新聞に書いてあるので、熟読しろ」と答弁しましたが、その読売新聞には「自民党総裁ではなく『首相』インタビュー」の見出しが。こうした国会審議をないがしろにする姿勢も許されません。

## 2項・戦力不保持の空文化がねらい、海外での集団的自衛権の行使を無制限に

安倍首相は憲法9条1項と2項を残してしまったまま、3項に自衛隊の記述を加えると説明しています。国会答弁でその内容については明言を避けていますが、自民党改憲草案には、「国防軍」を創設し、その役割として「国際的に協調して行わる活動」などが明記されています。集会の活動をより強固なものにするためには、ゲルマン民族の優位性を示し、国威発揚で独裁政治をより強固なものにするためには、オリンピックと呼ばれ、ヒトラーは「オリンピック」のために利用しようとしたが、国際会で創設をねらう「共謀罪」も、オリンピックのために必要と言つて、いましたが、国際論戦でその必要はないことが明らかになつています。「スポーツの政治利用はしてはならない」としたオリンピック

## 团的自衛権の行使容認の閣議決定を行ない、安保法制=戦争法を强行成立させた

今、憲法に自衛隊を明記し、自衛隊の活動としてそうした内容が憲法に書き加えられれば、海外での武力行使の歟止めがなくなり、憲法9条2項の戦力不保持が空文化されかねません。これこそが安倍首相の9条改憲のねらいです。

## 憲法9条を変える必要がない!

憲法改正に向けては、憲法審査会で憲法改正原案や憲法に係る改正の発議、国民投票に関する法律案等が審査されま

す。しかし、中野晃一さん(上智大学教授・政治学)は、市民社会から自発的に改憲論議が出てくるならともかく、「そもそも憲法は必要に迫られない限り変えが必要がないもの」と強調します。憲法は英語でConstitutionといい、この単語には体格や体质といつた意味もあり、憲法はその国家にとっては「体」のようなもの。それなりの理由がない限り変えてはならないのです。

私たちにできることは、憲法について知り、しっかりと学ぶことです。そして、立憲野党が改憲論議に巻き込まれることがないよう、しっかりと野党共闘を支える市民運動を強め、改憲勢力に負けないように、憲法守れの世論を強めていきましょう。

憲法が改憲で「合憲化」するということは、現在の自衛隊が違憲状態であると認めるに他なりません。その一方で、国会で安倍首相は「自衛隊が合憲であるというのを確立された立場だ」と述べながら「合憲の自衛隊」を改憲で「合憲化」するという矛盾した答弁をしています。仮に3項に自衛隊を明記しても、戦力不保持の9条2項がある限り、矛盾はひろがるばかりです。

これはナチス・ドイツを連想させる発言です。1936年のベルリン大会は「ヒトラーのオリンピック」と呼ばれ、ヒトラーは「オリンピック」のために有効に利用しようとしたが、国際連盟では、有効者全体の2割の得票でも改憲を承認されてしまう恐れすらあります。だからこそ、必要のない改憲発議をさせないことが何よりも重要です。

憲法記念日を前にした新聞・報道各社の世論調査では、圧倒的多数の国民が憲法9条のはたしてた役割を評価し、変える必要がないという回答が半数を超えていました。国民の願いは平和といのちと人権を保障する「憲法がめざす政治の実現」であり、憲法を変えることではありません。

私たちにできることは、憲法について知り、しっかりと学ぶことです。そして、立憲野党が改憲論議に巻き込まれることがないよう、しっかりと野党共闘を支える市民運動を強め、改憲勢力に負けないように、憲法守れの世論を強めていきましょう。

憲法が改憲で「合憲化」するということは、現在の自衛隊が違憲状態であると認めるに他なりません。その一方で、国会で安倍首相は「自衛隊が合憲であるというのを確立された立場だ」と述べながら「合憲の自衛隊」を改憲で「合憲化」するという矛盾した答弁をしています。仮に3項に自衛隊を明記しても、戦力不保持の9条2項がある限り、矛盾はひろがるばかりです。

## オリンピックを理由に2020年施行?

安倍首相は改憲時期を2020年の東京オリンピックの年と明言しました。

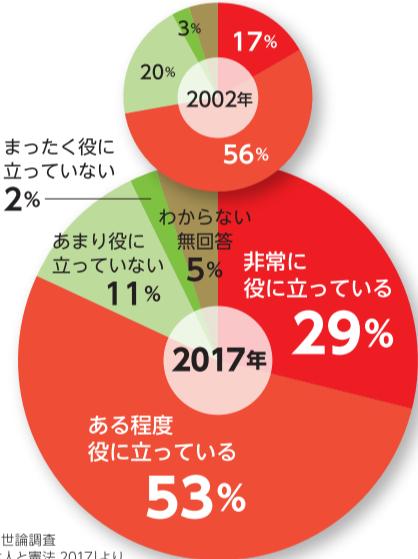
安倍首相は改憲派の集会へのメッセージで、「自衛隊が違憲かもしれない」との議論の余地をなくす」と説明しています。自衛隊を憲法に明記する「合憲化」するということは、現在の自衛隊が違憲状態であると認めるに他なりません。その一方で、国会で安倍首相は「自衛隊が合憲であるというのを確立された立場だ」と述べながら「合憲の自衛隊」を改憲で「合憲化」するという矛盾した答弁をしています。仮に3項に自衛隊を明記しても、戦力不保持の9条2項がある限り、矛盾はひろがるばかりです。

憲法改正に向けては、憲法審査会で憲法改正原案や憲法に係る改正の発議、国民投票に関する法律案等が審査されま

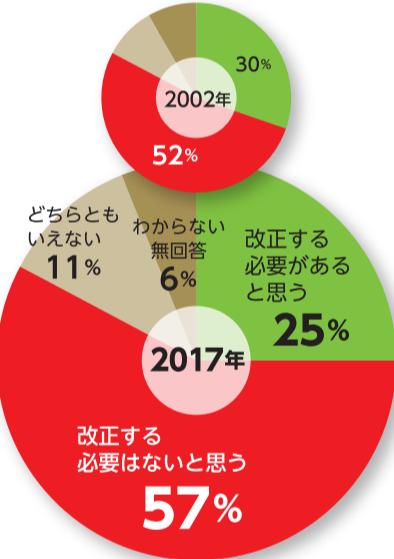
す。しかし、中野晃一さん(上智大学教授・政治学)は、市民社会から自発的に改憲論議が出てくるならともかく、「そもそも憲法は必要に迫られない限り変えが必要がないもの」と強調します。憲法は英語でConstitutionといい、この単語には体格や体质といつた意味もあり、憲法はその国家にとっては「体」のようなもの。それなりの理由がない限り変えてはならないのです。

憲法が改憲で「合憲化」するということは、現在の自衛隊が違憲状態であると認めるに他なりません。その一方で、国会で安倍首相は「自衛隊が合憲であるというのを確立された立場だ」と述べながら「合憲の自衛隊」を改憲で「合憲化」するという矛盾した答弁をしています。仮に3項に自衛隊を明記しても、戦力不保持の9条2項がある限り、矛盾はひろがるばかりです。

## 憲法9条は日本の平和と安全にどの程度役に立っているか?



## 憲法9条の改正は必要か?



## 弁護士白神優理子の憲法は希望 vol.8

### メールやSNSも監視!? 話し合うだけで処罰の「共謀罪」



「共謀」を見つけるため、捜査機関が日常的に、私たちの会話や電話、メールを監視するようになります。さらに、「密告」の見返りに減刑、不起訴になります。今でも警察は市民を監視しています。最近では、大分県警が参院選の野党統一候補支援者が出入りする建物敷地を隠し撮りしていた事件が有名です。法案の本当の目的は、抗議行動に参加する人を処罰したり、政府に物をいふ者を黙らせたりすることだといわざるをえません。戦争する國づくりと一体です。

私たちの「命」「自由」「平和」を奪わせないために。必ず共謀罪を阻止しようと努力してきました。

山の幸は罪になるのに、海の幸は罪にならない——、ビールや弁当を持っていれば花見、地図や双眼鏡なら犯罪の下見——、金田法務大臣のむちやくちやな答弁が続いている「テロ等準備罪」。

双眼鏡を持ついても、バードウォッキング目的かもしれません。目的が何かは外から見てもわかりません。結局、この法案は「人の心の中」を処罰するという憲法19条「思想・良心の自由」を壊す憲法違反の法案であり、3度廃案になつた「共謀罪法案」と同じです。

実は、法案はテロ対策について何も書いていません。日本は、銃や刀の持ち込み自体が処罰対象。テロ防止条約は全て批准し、それに関わる犯罪について全て予備罪を制定し、71もの重大犯罪について未遂以前に处罚できるようになっています。テロ対策はかなり進んでいます。

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」は「テロ」とは無関係で、下見——、金田法務大臣のむちやくちやな答弁が続いている「テロ等準備罪」。

「共謀」は、目配せ・LINE・メールでも成立します。

処罰対象が「組織的犯罪集團」に限られるとしています。一度「共謀」している!と疑われたら、その時点で「組織的犯罪集團」です。

処罰するには「準備行為」も必要だとされます。ですが、散歩やATMでお金をころす、メールを送るなどの日常的な行為も「準備行為」です。

では本当の目的は何でしょう? 「テロ対策」も「条約批准のため」も嘘なのです。